事業主や働く方の皆様へ

“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”
厚生労働省 長野労働局 各労働基準監督署

フォークリフトによる死亡災害が多発しています

令和4年に長野県内において、フォークリフトに関連する働く方の死亡災害が３件発生しました。全国では、フォークリフトに起因する労働災害により、平成24年～令和3年の10年間に年平均26.5人が亡くなっています。

フォークリフトは、様々な場面で使用される便利な道具ですが、**重篤な災害を引き起こしうる機械です。**

以下のページに掲載の資料も御覧いただきながら、有資格者による運転、特定自主検査等の法定検査・点検の実施、用途外使用（フォーク上での作業等）の禁止や接触防止措置（作業員と作業エリアを分ける等）をとること等の**基本的な事項を守り、安全な使用をお願いします。**

◆フォークリフトによる労働災害防止対策（長野労働局HP）
https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/folklift.html

フォークリフトに関連する死亡災害（長野県）

R4	被災者は、**油圧式フロアジャッキを用いて、フォークリフトマストの下部のみをジャッキアップポイントとしてフォークリフト前方を持ち上げ**、車体の下に潜り込んで車体の点検整備を実施中、**降下した車体の下敷き**になった。なお、同事業場では、フォークリフトの点検整備はほとんど行ったことがなかった。
R4	被災者は、倉庫（商品保管庫）内において１人で作業を行っているときに、**フォークリフトのバックレストと金属製の棚の間に挟まれ、死亡**した。被災者が発見された際に、**フォークリフトはエンジンがかかった状態**であった。
R4	買付先の作業員がフォークリフトにより、4tトラックの鳥居部と荷台後方の架台とに渡す形で積載した竹の束の上に、**長さ約8mの竹の束（重さ約50kg）を重ねて置こうとしたが、そこから滑り落ち、側面のあおり上にいた被災者に激突。**被災者は転落し、あおり上端より約1m低位のコンクリートブロックに後頭部を打った。保護帽は未着用。
H30	**原動機を停止せず**にフォークリフトのマスト部の修理作業中、**身体が操作レバーに触れ、後傾したマストとヘッドガードの間に頭部をはさまれ、死亡**した。
H30	フレキシブルコンテナバックの紐をフォークリフトの爪に掛けて吊り下げ、後進走行で運搬作業中、傾斜道でバランスを崩して**フォークリフトが横転**し、横転したフォークリフトにはさまれ、死亡した。
H30	運転席が上下するフォークリフトを用いて、高さ3m近くの商品を棚から取り出す際、運転席とフォーク・パレットを上昇させ、**パレット等の上で作業**をしていたところ、**高さ約2.5mからコンクリート地面へ墜落**した。パレットに手すりはなく、フォークリフトに常備された安全帯と保護帽は着用していなかった。
H29	用務先の事業場における構内設備の定期点検作業に伴い、**構内の通路を移動していたところ**、後方から走行してきたフォークリフトのバックレスト部分に接触し、**フォークリフトに轢かれた。**
H29	倉庫内において、エンジンのかかったフォークリフトの傍らで意識不明で倒れている被災者が発見され、病院へ搬送されたものの、翌日、**一酸化炭素中毒により死亡**した。

※平成29年以降全数。令和4年のみ労働者以外を含む。

（2023.1作成）